

協議事項

協議事項 1 越前市地域公共交通活性化協議会について

①越前市地域公共交通計画の前年度事業最終評価

越前市地域公共交通計画（令和 7 年 3 月策定）に記載している施策に基づく令和 7 年度取り組み結果

目標① 「安全・安心」につながる

安全に、安心して移動できる「公共交通」

施策		令和 7 年度の主な取り組み	令和 8 年度の取り組み予定
①-1	市民バス「のろっさ」の安定運行、再編	・ 10 路線の内、3 路線を廃線・1 路線を再編し、7 路線で運行（※1） ・ 予約のりあいタクシーへ移行するため、市民バス郊外 4 路線を廃止 ⇒ 評価指標 2、4、5	【市民バス】 ・ 残る郊外 4 路線は、利用者が順調に伸びている予約のりあいタクシーへ移行し、廃止 ・ 市街地循環南ルートは、南ルート（旧：王子保・南ルート）と統合、再編することでまちなか移動の利便性向上を目指す。 【鉄道】 ・ 北陸新幹線越前たけふ駅の利便性向上に向けた JR 西日本への要望活動を継続 ・ 各鉄道への適切な支援や利用促進を継続 【路線バス】 ・ 見直し路線である、池田線の協議を継続 【公共交通全般】 ・ 運転免許返納予定者などに対する公共交通を利用した体験型講座の実施を検討
①-2	3 つの鉄道の運行支援、利用促進	【北陸新幹線】 ・ 越前たけふ駅パーク＆ライド第 3・4 駐車場の整備(103 台) ・ 第 1・2 駐車場の消雪施設整備工事の実施 【ハピラインふくい線】 ・ しきぶ駅の設置（令和 8 年 3 月 14 日開業） ・ 経営安定基金の拠出 【福井鉄道福武線】 ・ 維持修繕に対する支援 ・ サポート団体「福武線を応援する連絡協議会」による第 14 回ふくがせんフェスタ開催（10 月 26 日）	
①-3	広域路線バスの運行支援と再編	・ 見直し路線である 4 路線のうち 3 路線を見直し ①王子保河野海岸線の減便・経路変更（4 月 1 日～） ②入谷線の廃線（9 月 30 日） ③白山線の減便（10 月 1 日～）	
①-4	公共交通に対する意識啓発と利用促進	・ 移動シミュレーションを加えた出前講座等を実施 ⇒ 評価指標 8	

※1 廃線（R7.9 月末）：神山ルート、水間ルート、服間ルート、
再編（R7.10 月～）：王子保・南ルートのうち、王子保地区のみ廃止し、南ルートのみ運行
運行ルート（R7.10 月～）：市街地循環北ルート、市街地循環南ルート、吉野・大虫ルート（吉野編）、吉野・大虫ルート（大虫編）、南ルート、大虫ルート、国高ルート 計 7 ルート

協議事項1 越前市地域公共交通活性化協議会について

①越前市地域公共交通計画の前年度事業最終評価

越前市地域公共交通計画（令和7年3月策定）に記載している施策に基づく令和7年度取組み結果

目標② 「地域」と「笑顔」をつなぐ

生きがいと移動の楽しみを実感できる「地域交通」

施策		令和7年度の主な取組み	令和8年度の取組み予定
②-1	ニーズに応じた予約のりあいタクシー（デマンド交通）の運行、利用促進	・第一、二次実証実験運行エリア9地区における本格運行（10月1日～） ・第三次実証実験運行エリア3地区における実証運行を開始（10月1日～） ・エリア拡充に合わせた停留所の増設（290箇所→383箇所）、パンフレットの更新、車両の小型化（4月1日～）など ⇒ 評価指標 2・3・9	【予約のりあいタクシー】 ・第三次実証実験の課題整理を行い、全12地区における本格運行への準備作業や愛称決定 ・出前講座を活用した登録会や説明会を継続 【地域支えあい交通】 ・2地区での継続運行 【公共交通全般】 ・市民バス・予約のりあいタクシーにおけるキャッシュレス決済導入を検討 ・越前警察署と連携した運転免許自主返納支援事業の継続 ・福祉バス運行事業の継続 ・市内の公共交通を集約したパンフレット作成 ・市ホームページ等広報媒体による情報発信の継続
②-2	地域支えあい交通の運行	・坂口、白山地区の2地区における本格運行（10月1日～） ⇒ 評価指標 9	
②-3	高齢者、障がい者、運転免許自主返納者等への支援	・運転免許自主返納支援事業を実施（自主返納者：52人） ・越前警察署と合同による運転免許自主返納出張窓口の開設及び予約のりあいタクシー登録会を同時実施 ・福祉バス（※2）運行事業を実施（利用者数：8,349人） ⇒ 評価指標 10	
②-4	公共交通についての分かりやすい情報発信	・市ホームページの内容を交通モードごとに集約し、知りたい情報に到達しやすく、且つ分かりやすく発信 ・市広報紙における特集記事の掲載 ・予約のりあいタクシーの周知動画の作成、放映（市政情報ナビ）	

※2 福祉バス…主に高齢者や障がい者などが福井鉄道路線バスを市内区間内に限り1回100円で利用できる制度

協議事項1 越前市地域公共交通活性化協議会について

①越前市地域公共交通計画の前年度事業最終評価

越前市地域公共交通計画（令和7年3月策定）に記載している施策に基づく令和7年度取組み結果

目標③ 「来訪者」と「ふるさと」をつなぐ

一足延ばして訪れたくなる快適で多様な「二次交通」

施策	令和7年度の主な取組み	令和8年度の取組み予定
③-1 越前たけふ駅の利便性向上と利用促進	・ JR 西日本へ要望書を提出（7月8日） ＜要望内容＞ ① 北陸新幹線の小浜・京都ルートによる大阪までの早期開業 ② 越前たけふ駅の、かがやき停車の増便、維持 他 ・ 越前たけふ駅パーク＆ライド第3・4駐車場の整備（103台）（再掲） ・ 第1・2駐車場の消雪施設整備工事の実施（再掲）	【越前たけふ駅】 ・ 北陸新幹線越前たけふ駅の利便性向上を図り、利用者増につなげるため、北陸新幹線建設促進丹南協議会における JR 西日本への要望活動の継続 ・ 越前たけふ駅パーク＆ライド駐車場の混雑対策として、有料化を実施（令和9年1月有料開始予定）
③-2 公共交通の乗り継ぎの利便性向上	・ 越前たけふ駅、武生駅、たけふ新駅など各駅において、予約のりあいタクシーなど各公共交通情報パンフレットや時刻表を設置	【乗り継ぎ利便性、二次交通など】 ・ 市民バス「のろっさ」市街地循環南ルートを、南ルート（旧：王子保・南ルート）と統合、再編し、鉄道との乗り継ぎやまちなか移動の利便性向上を目指す。
③-3 越前たけふ駅からの多様な交通の整備と情報発信	・ シェアサイクルの情報を市観光協会ホームページに掲載 ・ シェアサイクル1日パスを導入（6月7日～）	・ 市内の公共交通を集約したパンフレット作成（再掲）
③-4 環境に配慮した交通やウォーカブルなまちづくりの推進	・ 自動運転実証事業（レベル2）の実施（10月10日から22日までの13日間） ・ シェアサイクルの情報を市観光協会ホームページに掲載（再掲） ・ シェアサイクル1日パスを導入（6月7日～）（再掲） ⇒ 評価指標12	・ 関係部署や交通事業者等との連携による越前たけふ駅からの二次交通について検討を継続 ・ シェアサイクルについて、市観光協会が主とした SNS での情報発信強化やイベントとの連携
③-5 観光MaaSの推進	・ ふくい MaaS 協議会への参加、情報共有	

協議事項1 越前市地域公共交通活性化協議会について

①越前市地域公共交通計画の前年度事業最終評価

越前市地域公共交通計画（令和7年3月策定）に記載している施策に基づく令和7年度取組み結果

目標④ 「新技術」と「人」がつながり、未来へつなぐ

新しい交通や多様な主体との協働による持続可能な「未来型交通」

施策		令和7年度の主な取組み	令和8年度の取組み予定
④-1	交通分野のGXを推進	・自動運転実証事業（レベル2）の実施（10月10日から22日までの13日間）（再掲）	【交通GX、交通DX】 ・市民バス・予約のりあいタクシーにおけるキャッシュレス決済導入を検討（再掲）
④-2	交通分野のDXを推進	・路線バスのGTFSデータは、廃線・経路変更後、速やかに運行事業者によって整備	・GTFSデータを整備し、市民バスの運行経路検索が円滑に行えるよう検討
④-3	公共交通を支える人材の確保	・市内タクシー事業者に対する二種免許取得への支援（3社：4件） ・市内タクシー事業者に就労した運転手への助成（6人） ⇒ 評価指標13	【人材確保】 ・市内タクシー事業者に対する二種免許取得費用の一部支援を継続 ・バス運転体験会・会社説明会（9/13 サンドーム福井にて開催予定）
④-4	公共交通ネットワークの最適化	【市民バス】（再掲） ・10路線の内、3路線を廃線・1路線を再編し、7路線で運行 ・予約のりあいタクシーへ移行するため、市民バス郊外4路線を廃止 【予約のりあいタクシー】（再掲） ・第一・二次実証実験運行エリア9地区における本格運行（10月1日～） ・第三次実証実験運行エリア3地区における実証運行を開始（10月1日～） 【路線バス】（再掲） ・見直し路線である4路線のうち3路線を見直し 王子保河野海岸線の減便・経路変更（4月1日～） 入谷線の廃線（9月30日） 白山線の減便（10月1日～） ⇒ 評価指標6	【市民バス】（再掲） ・郊外4路線は、利用者が順調に伸びている予約のりあいタクシーへ移行し、廃止 ・市街地循環南ルートについては、南ルート（旧：王子保・南ルート）と統合、再編することでまちなか移動の利便性向上を目指す。 【予約のりあいタクシー】（再掲） ・12地区で継続運行 ・第三次実証実験の課題整理を行い、全12地区における本格運行への準備作業や愛称決定 【路線バス】（再掲） ・見直し路線である、池田線の協議を継続 【公共交通リ・デザイン】 ・地域支えあい交通やスクールバス、介護・福祉事業所の車両など教育、福祉、産業分野の輸送資源を共有、統合できないかを検討することで、市民や来訪者の移動手段を増やすとともに、市の公共交通全体にかかる経費の削減を図る。
④-5	地域の多様な輸送資源による足の確保	・関係部局と課題共有をし、輸送資源を把握	

協議事項 1 越前市地域公共交通活性化協議会について

①越前市地域公共交通計画の前年度事業最終評価

越前市地域公共交通計画（令和 7 年 3 月策定）に記載している評価指標に基づく令和 7 年度取組み結果

	評価指標	算出方法	現況値 (R5)	目標値 (R11)	R7 年度実績値 (R7.4～R8.3)
計画全体	1 市民満足度	公共交通に対して満足していると 感じている市民の割合 (ウェルビーイングアンケートの実施)	3.2 点	4.0 点	2.9 点
	2 新交通システム (※)における 人口カバー率	予約のりあいタクシー（デマンド交通） や地域支えあい交通（公共ライドシェア） を含む新交通システムの人口カバー率	30.5%	100%	55.8%
	3 新交通システム の年間利用者数	予約のりあいタクシー（デマンド交通） の年間利用者数	R5.10～R6.3 476 人	15,000 人	8,362 人
		自家用有償旅客運送年間利用者数	R5.8～R6.3 436 人	3,400 人	2,040 人
	4 市内公共交通の 年間利用者数	市内公共交通の年間利用者数	204,710 人	207,672 人	221,470 人
		(内訳) 市民バス「のろっさ」	(50,585 人)	(36,000 人)	46,982 人
		予約のりあいタクシー (デマンド交通)	(476 人)	(15,000 人)	8,362 人
		地域支えあい交通 (公共ライドシェア)	(436 人)	(3,400 人)	2,040 人
目標①	5 市内公共交通の 年間利用者数 (再掲)	路線バス	(153,272 人)	(153,272 人)	164,086 人
		市内公共交通の年間利用者数	204,710 人	207,672 人	221,470 人
	6 市内公共交通 収支率	市内公共交通の年間運賃収入を 年間の運行経費で割り返した値	5.0%	5.3%	5.5%
	7 地域公共交通 への公的資金 投入額	市内公共交通の運行に係る市の年間負担 額	191,281 千円	155,431 千円	184,234 千円
目標②	8 公共交通に関す る意識啓発活動 の回数	公共交通の安全で便利な乗り方などにつ いての出前講座の開催回数	3 回	30 回	56 回
	9 新交通システム の運行回数	予約のりあいタクシー（デマンド交通） の年間運行回数	R5.10～R6.3 418 回	6,000 回	6,426 回
		地域支えあい交通（公共ライドシェア） の年間運行	R5.8～R6.3 104 回	682 回	548 回
目標③	10 運転免許 自主返納率	65 歳以上の免許保有者に占める運転免 許自主返納者の割合	1.9%	2.0%	1.3%
	11 越前たけふ駅 からの移動回数	越前たけふ駅を発着地とする予約のりあ いタクシー（デマンド交通）の年間利用 回数	R6.3.16～31 1,020 回	2,900 回	472 回
目標④	12 環境への配慮	シェア・レンタサイクルの利用者数	R6.3.16～31 72 人	1,200 人	702 人
	13 運転手確保	バス・タクシー運転手の人数	146 人	168 人	135 人
		合同就職説明会の実施回数	1 回	4 回	0 回
	14 キャッシュレス	キャッシュレス決済の導入率 ※市民バス、予約のりあいタクシー（デ マンド交通）、地域支えあい交通（公共 ライドシェア）	0%	100%	0%

※新交通システム…予約のりあいタクシー（デマンド交通）や地域支えあい交通（公共ライドシェア）のほか、自動運転バス、ライドシェア、グリーンスローモビリティなど、地域交通の再整備に取り組むにあたって新たに導入の可能性があるあらゆる交通手段を指します。

協議事項1 越前市地域公共交通活性化協議会について

②令和7年度収支決算報告

令和7年度 収支決算報告

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

【収入の部】

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
1 負 担 金	91,000	91,000	0	越前市
2 国庫支出金	0	0	0	
3 繰 越 金	28,660	28,660	0	
4 諸 収 入	0	145	145	利子
計	119,660	119,805	145	

【支出の部】

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	残額	備 考
1 運 営 費	115,560	78,280	37,280	
会 議 費	102,800	74,100	28,700	委員報酬費
事 務 費	12,760	4,180	8,580	振込手数料
2 事 業 費	0	0	0	
3 予 備 費	4,245	0	4,245	
計	119,805	78,280	41,525	

収 入 済 額 119,805円

支 出 済 額 78,280円

差 引 残 額 41,525円 (令和8年度へ繰越)

監査意見報告書

令和7年度の収支決算に係る諸帳簿及び証拠書類などについて対照監査いたしましたところ、いずれも正確適正にして相違ないことを認めます。

令和 8 年 5 月 8 日

越前市地域公共交通活性化協議会

監 事 国土交通省

中部運輸局福井運輸支局

省庁運輸企画専門官

中井 昌苗



監 事 福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局

交通まちづくり課

課長 中村 智哉



協議事項 1 越前市地域公共交通活性化協議会について

③財務規程の一部改正（案）

財務規程の一部改正（案）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）の受給に伴い、予算科目を新設する必要が生じたため、越前市地域公共交通活性化協議会財務規程を一部改正する。

越前市地域公共交通活性化協議会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、越前市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、越前市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に際し、必要な事項を定めるものとする。

（会計年度）

第2条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算）

第3条 協議会の予算は、越前市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り、その承認を得るものとする。

（予算の補正）

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮り、その承認を得るものとする。

（予算区分）

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、越前市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の協議会において報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第8条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続き）

協議事項 1 越前市地域公共交通活性化協議会について

③財務規程の一部改正（案）

第 9 条 協議会出納員は、次に各号に掲げる帳簿書類を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算及び決算書類
- (2) 会計帳簿及び会計伝票
- (3) 証ひょう（領収書その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。以下同じ。）
- (4) その他書類

2 前項各号に定める帳簿書類の様式は、会長が別に定める。

（帳簿書類の保存）

第 10 条 前条に定める帳簿書類の保存期間は、当該会計年度の翌年度から 7 年とする。ただし、行政負担金を受けて実施する事業に係る前条に定める帳簿書類については、国又は地方公共団体が定める保存期間とする。

（会計伝票）

第 11 条 一切の取引に関する記帳整理は、入金伝票、出金伝票及び振替伝票（以下「会計伝票」という。）により行うものとする。

2 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存される。

3 会計伝票は、作成者が押印したうえで、協議会出納員の承認印を受けなければならない。

（預貯金証書等の保管）

第 12 条 預貯金証書等または預貯金通帳については、所定の金庫に保管し、または金融機関等に保護預けするものとする。

（決算等）

第 13 条 会長は、毎回会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第 12 条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

（その他）

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。

（協議会設立年度における会計年度の特例）

2 協議会の設立当初の会計年度は、第 2 条の規定にかかわらず、協議会が設立された日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

（協議会設立年度における予算の特例）

3 協議会の設立当初の予算は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、協議会が設立された年度の最初の協議会に諮るものとする。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

協議事項 1 越前市地域公共交通活性化協議会について

③財務規程の一部改正（案）

別表第 1（第 5 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第 2（第 5 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	1 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
<u>3 納付金</u>	<u>1 納付金</u>	<u>1 納付金</u>
<u>4 予備費</u>	1 予備費	1 予備費

協議事項 1 越前市地域公共交通活性化協議会について

⑤令和 8 年度事業計画（案）および収支予算（案）

令和 8 年度 事業計画（案）

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

1 事業の内容

- （１）地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議にすること。
- （２）地域公共交通計画の実施に関する協議にすること。
- （３）地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施にすること。
- （４）前各号に掲げるもののほか、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）にすること。
- （５）地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様等の協議にすること。
- （６）市が実施する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議にすること。
- （７）前 2 号に掲げるもののほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）にすること。

2 会議の開催

協議会の開催（４～５回程度）

開催月	主な議題
5 月（書面）	・ 地域支えあい交通の更新登録申請
6 月	・ 越前市地域公共交通活性化協議会に関する決算予算等 ・ 地域公共交通確保維持事業（令和 9 年度フィーダー補助認定申請） ・ 市民バスの再編
7 月	・ 市民バスの再編
11 月	・ 未定
2 月	・ 越前市地域公共交通活性化協議会に関する次年度予算

協議事項 1 越前市地域公共交通活性化協議会について

⑤令和8年度事業計画（案）および収支予算（案）

令和8年度 収支予算（案）

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

【収入の部】

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
1 負 担 金	89,000	91,000	▲2,000	
2 国庫支出金	6,493,680	0	6,493,680	
3 繰 越 金	41,525	28,660	12,865	
4 諸 収 入	0	0	0	
計	6,624,205	119,660	6,504,545	

【支出の部】

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
1 運 営 費	120,525	115,560	4,965	
会 議 費	114,800	102,800	12,000	委員報酬費
事 務 費	5,725	12,760	▲7,035	振込手数料
2 事 業 費	0	0	0	
3 納 付 金	6,493,680	0	6,493,680	フィーダー補助
4 予 備 費	10,000	4,100	5,900	
計	6,624,205	119,660	6,504,545	

令和8年6月 日

越前市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

越前市においては、鉄道（北陸新幹線、ハピラインふくい線、福井鉄道福武線）が市域を南北に広域的な公共交通ネットワークの主軸となっている。また、地域内幹線である路線バス（武生越前海岸線、南越線、池田線）が近隣町の広域を含む市域の東西を運行し、通勤や通学の移動手段として利用されている。

これらの幹線は、ハピラインふくい武生駅や福武線たけふ新駅を起点としており、車を運転できない高齢者等を中心に生活に必要な移動手段として機能している支線である路線バス（王子保河野海岸線、白山線）及び市民バス、予約のりあいタクシー（デマンド交通）、地域支えあい交通（公共ライドシェア）と接続している。

しかしながら、少子高齢化や生産年齢人口の減少に加え、地方の特徴であるマイカー利用の意識の高さによる高齢ドライバーの増加により、公共交通利用者は年々減少している。また、燃料費や人件費の高騰による公共交通の収支率の悪化と公的負担の増加及び運転士不足が深刻な課題となっている。

越前市では、こうした公共交通の課題を踏まえ、公共交通を持続可能なものとするため、交通サービスと公的負担のバランスを考慮した見直しを行っているが、運行に様々な課題を抱えている。

市民バス利用者の減少が著しいことから、市民や地域のニーズに合わせてより便利な運行を行うべく、令和5年度から予約のりあいタクシーや地域支えあい交通の実証運行を行い、市民バスからの転換を進めている。

また、令和6年から運転士不足に起因して路線バスについて見直しの協議を行っているが、令和7年4月から王子保河野海岸線の減便、同年10月から入谷線の廃線、白山線の減便が行われた。令和8年度以降は、池田線の見直しを予定しており、予約のりあいタクシー及び地域支えあい交通を拡充していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、予約のりあいタクシー及び地域支えあい交通を確保・維持することで、市民の移動手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

・予約のりあいタクシー及び地域支えあい交通を含む新交通システムの人口カバー率を100%とする。(直近年度の実績 55.8%)

・予約のりあいタクシーの年間利用者数を 15,000 人とする。(直近年度の実績 8,362 人)

・予約のりあいタクシーの年間運行回数を 6,000 回とする。(直近年度の実績 6,426 回)

・地域支えあい交通の年間利用者数を 3,400 人とする。(直近年度の実績 2,040 人)

・地域支えあい交通の年間運行回数を 682 回とする。(直近年度の実績 548 回)

(越前市地域公共交通計画 P52 参照)

(2) 事業の効果
予約のりあいタクシーを維持することにより、当該運行区域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、利用促進を図ることにより、地域活動や余暇活動など、外出の機会を気軽に持つことによって、人との交流や地域、社会との結びつきが増え、健康的で生きがいのある日常生活の確保につながる。 地域支えあい交通を維持することにより、当該地区の高齢者や中学生、高校生の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、住民同士の支え合いによる外出機会により、生活水準の維持だけでなく、住民同士の交流による地域活性化につながる また、幹線・支線のネットワークを構築、連携することで、交通サービスと公的負担のバランスを考慮した効率的な運行体系が実現できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
【予約のりあいタクシー】 ・段階的なエリア拡大、運行形態の拡充（越前市） ・利用者登録会や説明会の開催、試乗による利用促進（越前市） ・停留所の追加や見直し、店舗や医療機関を利用した待合環境の改善（越前市） ・乗合状況に応じた車両の配車（越前市） ・利用促進を図るため、イベント等の連携による乗車割引の実施（越前市） ・キャッシュレス決済の推進（越前市） ・公共交通に関する情報の一元化と市ホームページ及び市公式 L I N E を活用した分かりやすい情報発信（越前市） （越前市地域公共交通計画 P 4 2、4 4 参照） 【地域支えあい交通】 ・運行事業について地域との定期的な意見交換（越前市） ・地区・町内説明会の開催（越前市） ・チラシ回覧等による周知活動（事業者） （越前市地域公共交通計画 P 4 3、4 4 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
【予約のりあいタクシー】 運行に係る費用 47,718（運行委託、システム管理委託）から、運行収入を差し引いた額を越前市が負担している。 【地域支えあい交通】 運行に係る費用総額 7,424 千円（運行委託、車両リース料）から運行収入を差し引いた額を越前市が負担している。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

協議事項 2 地域公共交通確保維持改善事業

(令和9年度フィーダー補助認定申請)について

別紙

・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・OD調査 ・利用者アンケート（車内聞き取り、登録者送付等） ・住民ヒアリング（出前講座、役員会等）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
(記載例) 表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

協議事項２ 地域公共交通確保維持改善事業

(令和９年度フィーダー補助認定申請)について

別 紙

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(１) 事業の目標
※該当なし
(２) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和6年度】

実施年月日	主な協議事項等
令和6年 6月 5日(水) 第1回	本協議会の設立、事業計画の共有
令和6年 8月 6日(火) 第2回	現況公共交通の整理、デマンド交通拡充、計画骨子案
令和6年10月 4日(金) 第3回	計画骨子案
令和6年11月 6日(金) 第4回	計画素案
令和7年 2月 4日(火) 第5回	計画案

【令和7年度】

実施年月日	主な協議事項等
令和7年 5月27日(火) 第1回	協議会規約等の新設及び一部改正 予約のりあいタクシーのエリア拡充 路線バスの運行見直し
令和7年 6月30日(月) 第2回 (書面)	地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助、令和8年度事業)
令和7年7月28日(月) 第3回	市民バスから予約のりあいタクシーへの移行 路線バスの運行見直し
令和8年2月4日(水) 第4回	市民バス循環南ルート of 路線の延長及び停留所の移設 地域支えあい交通の拡充

【令和8年度】

令和8年5月25日(月) 第1回 (書面)	地域支えあい交通の更新登録申請
令和8年6月24日(水) 第2回	地域公共交通確保維持事業(令和9年度フィーダー補助認定申請) 市民バスの再編

19. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通計画の策定にあたり、令和6年4月から市民や各公共交通利用者を対象としたアンケートを行い、公共交通全般の利用状況や満足度を伺った。令和6年8～9月にかけて市内10地区で住民との意見交換会を実施し、公共交通の最適化に関する意見聴取(市民バスからデマンド交通への移行など)を行った。また、令和6年12月から令和7年1月にかけてパブリックコメントを実施した。これらを踏まえ、計画の目標やその達成に向けた取組みを設定するとともに、予約のりあいタクシーの拡充(運行エリアの拡大、乗り継ぎ方法の変更等)を図った。

予約のりあいタクシーについては、令和5年10月の実証運行開始前から、主に高齢者等を対象とした説明会を継続して実施している。また、実際の利用者や事業者からの意見、要望等の徴収を行い、毎年、運行内容の見直しを行っている。令和6年3月には運行曜日を週2日から4日に変更し、令和6年10月の第2次実証運行開始の際には、運行エリアの拡大に併せて、乗り継ぎ方法の変更を行った。また、令和7年4月には、実際の乗合率の状況や高齢者の安全な乗り降りのため、車両サイズを変更(ジャンボタクシー⇒通常のタクシー)した。令和7年10月の第3次実証実験開始の際には、運行エリアを拡大(9地区⇒12地区)した。越前たけふ駅の来訪者の移動の足の確保が課題となっており、予約のりあいタクシーの利用促進を進めていく。

地域支えあい交通については、令和5年8月の実証運行の開始移行、地元と定期的な意見交換を行い、地域の実情に合わせた運行の見直しを適宜行っている。

令和8年3月から4月にかけて、高齢者や高校生に対して地域交通に関するアンケートを実施し、移動に関する現状を把握した。アンケート結果に基づいて、越前市にとって最適な公共交通の見直しを実施していく。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 越前市府中一丁目13-7

(所 属) 越前市総合政策部地域交通課

(氏 名)

(電 話) 0778-22-3704

(e-mail) mathikou@city.echizen.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

協議事項3 市民バスの再編について

(1) 循環南ルートを2つのルートに再編する必要性

① まちなかの移動をより便利に

駅前や目的地（医療機関、商業施設・スーパーなど）までの**バスの乗車時間を短縮**。
ルートを分割することで、**渋滞による遅延を回避**。

※ 参考：予約のりあいタクシー1回の乗車時間の目安…15～20分



停車の要望が多い中村病院や商工高校に
2ルートとも経由することで、
**高齢者の通院や高校生の通学にも
使いやすいルートに**

② 高齢者の移動負担を軽減

歩行や移動に不安がある高齢者に優しい小回りルートに。

※ 参考：まちなか3地区（東・西・南地区）の65歳以上の人口 6,543人（市全体の65歳以上の人口の27.4%）



今後さらに進行する高齢化に備え、
**移動制約者である高齢者が外出しやすい
交通環境を整備！**

③ まちなかと郊外をつなぐ移動手段の充実

駅前から医療機関や公共施設への**ラストワンマイルの移動手段**となるとともに、市民バスと
予約のりあいタクシーを組み合わせることで、まちなかと郊外の行き来がよりス
ムーズになり、**移動範囲が広範に。**



地域活動や余暇活動など気軽に外出できる
機会を増やすことで
**人や地域、社会との結びつきが増え、健康
で生きがいのある日常生活につなげる！**

④ 市民バスの停留所が遠かった町内をルートに追加

- ・ 沢町（最寄りが中消防署前停留所で、町内には市民バスの停留所なし）
- ・ 千福町（神山ルート廃止に伴い停留所なし）

【再編方針】南ルートと市街地循環南ルートを統合し、新たに2ルートを再編（R8.10.1～）

→（仮称）市街地循環**南東ルート**（武生駅～姫川～松森～行松～妙法寺～常久～畷～神明～武生駅）

市街地循環**南西ルート**（武生駅～野上～沢～千福～馬塚～高瀬～御幸～平和～神明～武生駅）

※ 市街地循環南東ルート・市街地循環南西ルート⇒**新規路線**、市街地循環南ルート・南ルート⇒**廃止路線**として取り扱う

協議事項3 市民バスの再編について

(2) 利用者アンケート結果

【実施目的】 市街地循環ルートの現状を把握し、ルート及びダイヤ改正案の参考とする。

【実施概要】 ① 対 象 者 3路線（市街地循環北ルート、市街地循環南ルート、南ルート）の利用者

② 調査方法 バス車内や停留所にて利用者に直接聞き取り

③ 調査期間 2026年4月22日（水）～5月2日（土）

④ 主な調査項目

- ・ 基礎情報

（性別、年齢、居住地区、スマートフォン利用の有無、同居の有無、運転免許証の有無）

- ・ 市民バスの利用状況

（目的別の利用頻度、利用時間帯、よく行く場所、よく利用する停留所、他の公共交通機関との組み合わせ利用の有無）

- ・ 利用の満足度

（運行曜日、運行時間、乗車時間、運行本数、ルート、停留所、運賃、運行車両、運転手、総合的な満足度）

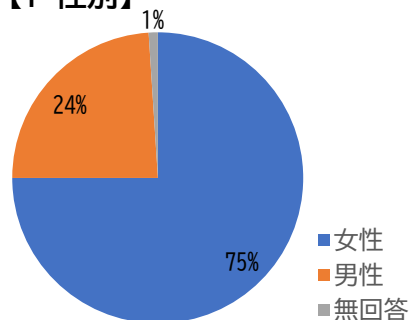
【結 果】 回答数 市街地循環北ルート 32件、市街地循環南ルート 100件、南ルート 3件

結果は次ページ。

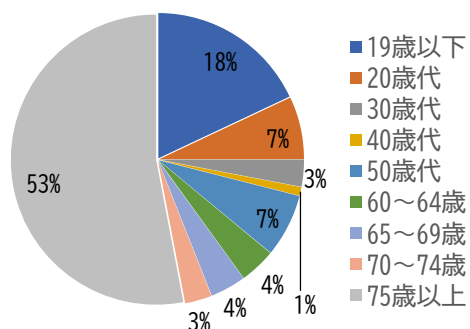
協議事項3 市民バスの再編について

(2) ① 市街地循環南ルートの結果

【1 性別】

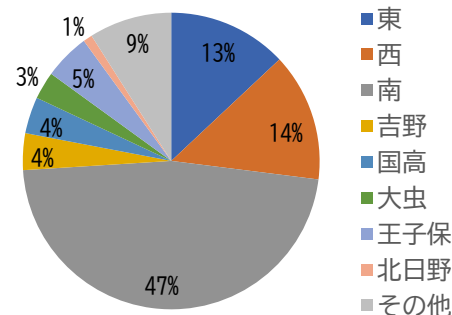


【2 年齢】



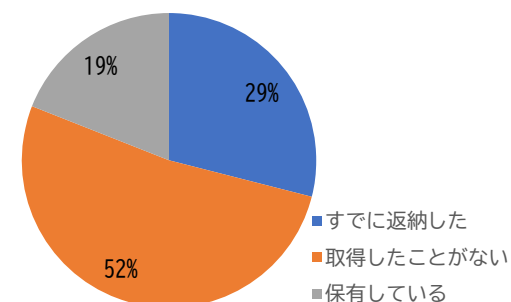
75歳以上が53%
次点は19歳以下の18%

【3 居住地区】



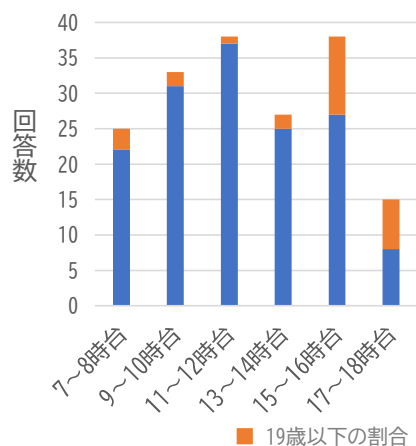
まちなか居住者が74%
郊外居住者も17%

【4 運転免許の保有状況】



非保有者が81%

【5 バスの利用時間帯】



【6 行き先】

上位集中先

- ・ 武生駅
- ・ アルプラザ武生
- ・ シピイ
- ・ 林病院、中村病院
- ・ ワイプラザ武生南店

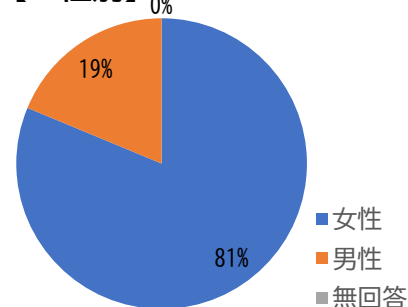
ルート特性

項目	内容
① 利用者構造	高齢者交通 + 通学交通
② 利用目的・時間帯	【朝】通院 + 買い物 + 通学 【夕】買い物 + 通学
③ 行き先	商業（買い物）+ 医療 + 駅の3点集中 特定の場所への利用に偏っている
④ 満足度	総合的満足度は98%が「満足」「まあ満足」と回答 相対的に低い項目は「運行本数」「乗車時間」「運行時間」
⑤ 改善要望	本数増加、時間帯改善、日曜運行、停留所新設（なんぶ眼科クリニック、アイシンスポーツアリーナ、相木病院、越前警察署）

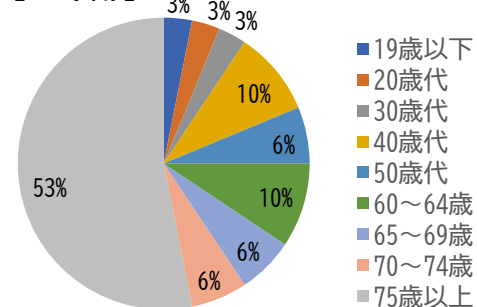
協議事項3 市民バスの再編について

(2) ② 市街地循環北ルートの結果

【1 性別】

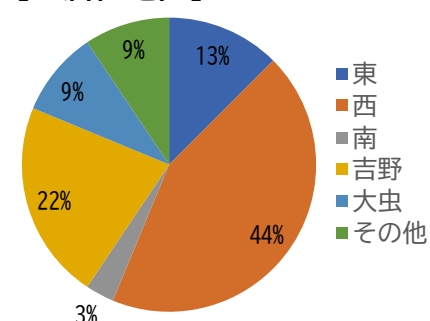


【2 年齢】



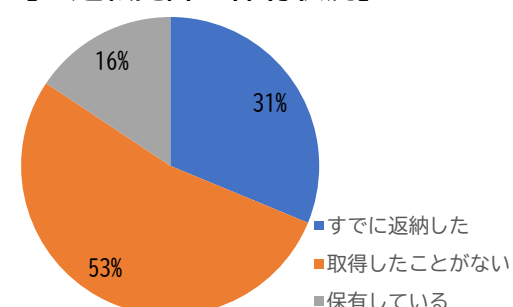
75歳以上が53%
40歳～64歳が26%

【3 居住地区】



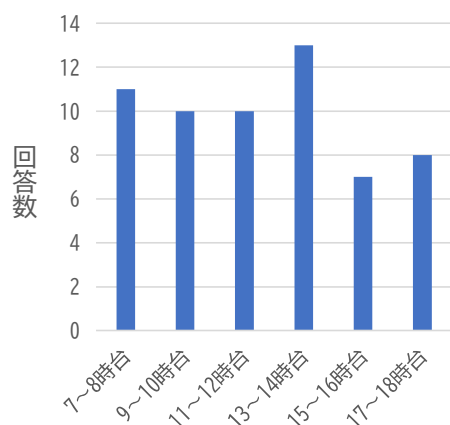
まちなか居住者が60%
ルート沿線以外の郊外地区の利用は無し

【4 運転免許の保有状況】



非保有者が84%

【5 バスの利用時間帯】



【6 行き先】

上位集中先

- ・ 武生駅
- ・ 医療機関（地域医院）
- ・ アルプラザ
- ・ 公共施設

ルート特性

項目	内容
① 利用者構造	高齢者交通 + 通勤交通
② 利用目的・時間帯	朝から昼に集中（通院＋買い物）
③ 行き先	商業（買い物）＋ 医療 ＋ 駅の3点集中 特定の場所への利用に偏っている
④ 満足度	総合的満足度は94%が「満足」「まあ満足」と回答 相対的に低い項目は「運行本数」「運行曜日」
⑤ 改善要望	本数増加、時間帯改善、日曜運行、越前市東部への接続性の確保

協議事項3 市民バスの再編について

③ ルート再編案（詳細は別紙のとおり）

【市街地循環南西ルート】

項目	内容	
運行時間	約35分／週	
運行本数	8便／日	
新設停留所	1か所	神明町（なんぶ眼科クリニック前）
移設停留所	5か所	豊町（「住吉町」停留所を移設、名称変更）、若竹町、ポリテクセンター、松森町西、月見町
名称変更	3か所	豊町（旧：住吉町）、文京二丁目（旧：丹南健康福祉センター）、武生商工高校（旧：常久）

【市街地循環南東ルート】

項目	内容	
運行時間	約45分／週	
運行本数	8便／日	
新設停留所	7か所	中央二丁目（相木病院前）、アイシンスポーツアリーナ、越前警察署、沢町、千福町、御幸町、桜町
移設停留所	3か所	武生郵便局前（旧：だるまちゃん広場・菊人形前）、武道館・だるまちゃん広場前、文京一丁目
名称変更	3か所	武生郵便局前（旧：だるまちゃん広場・菊人形前）、上太田町（旧：上太田保育園）、武生商工高校（旧：常久）

協議事項3 市民バスの再編について

④ 今後のスケジュール

項目	2026年							備考	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
市広報発行日			5/15	6/15	7/15	8/10	9/15		
ルート選定	検討			◆仮決定	協議会等の 意見反映 公安・道路 管理者協議	協議会 再提案	承認後、支局申請		※詳細は別添のとおり
ダイヤ作成	検討			◆仮決定					
乗込調査・周知	調査実施・結果まとめ				地元説明	◆広報(1回目) 乗込周知	◆広報(2回目)	周知なるべく早く・長く	
停留所作成	デザイン検討			発注・契約	製作 ※廃止ルート分のパーツ活用		設置		
時刻表作成				発注・契約	製作 ※廃止ルート分のパーツ活用		配布		
バス設備等改修				発注・契約	製作 ※廃止ルート分のパーツ活用		搭載	音声、停名表示器、 LED方向幕、運賃表示器	
協賛企業募集 (副停留所、お楽しみ券)	リストアップ・訪問・調整			停留所、時刻表に反映				ルート沿線のお店・企業	

協議事項4 デマンド交通の愛称選定について

愛称変更の目的

市民に親しまれる公共交通を目指し、より分かりやすく親しみやすい愛称に

募集結果

応募期間	令和8年2月13日金曜日～令和8年4月13日月曜日
応募者数	69人
候補数	142件

傾向

- ・「のろっさ」に呼び方を寄せたもの
- ・「相」と「愛」をかけたもの
- ・「越前」「えちぜん」「えち」を入れたもの
- ・平仮名表記や短い愛称

愛称選定基準（全選考統一）

- ・覚えやすく、親しみやすいもの
- ・呼びやすく、発音しやすいもの
- ・デマンド交通の特徴や
利便性がイメージできるもの
- ・気軽に利用したくなる印象を与えるもの
- ・長期的に使用できる
（広報・案内等で使いやすい）もの
- ・越前市のイメージ向上につながるもの

愛称決定までの流れ

選考	方法	愛称候補数
事前整理	不適切・条件外候補の除外	112件
第1次選考	公共交通を知る関係職員による投票	11件
第2次選考	市民投票	3件
本日 第3次選考	第2回活性化協議会にて評価＋意見集約	
最終決定	第3回活性化協議会	
令和8年8月～ 令和9年4月	愛称の公表・周知、ロゴやキャッチコピーの制作 愛称変更予定	

協議事項4 デマンド交通の愛称選定について

第3次選考方法

活性化協議会委員による点数評価

■評価方法

評価シート：資料P31

5項目（各5点）＋総合評価（5点）で採点 1人あたり30点満点

項目	評価ポイント
① 親しみやすさ	覚えやすい
② 呼びやすさ・読みやすさ	誰でも発音しやすい、短く読みやすい
③ 分かりやすさ	デマンド交通の意味が直感的に伝わる 他の公共交通や既存事業者と混同しない
④ イメージ	気軽さ・便利さを感じるか、 前向きなイメージを与えるものか
⑤ 将来性	長く使える・汎用性が高い
総合評価	直感的・総合的

■選定方法

各項目の評価点数の総計を基に決定



ロゴやキャッチコピーを制作
仁愛大学と共同

候補名 3件

1	きとっけ 理由： おじいちゃん、おばあちゃんが気軽に呼べそう
2	よぼっさ 理由： 親しみのある「のろっさ」に対して、呼べば来てくれるもの
3	いこっさ えちぜん 理由： 子どもから大人まで覚えやすく、「のろっさ」と共に市民に幅広く利用してもらえるように。シンプルで明るく、気軽に乗れるイメージをもって。